

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）複合原子力科学研究所に係る計量管理規定に関し、京都大学から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「法」という。）第61条の8第1項及び国立大学法人法施行令第26条第1項第15号において準用する法第76条の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更承認申請書」（令和4年3月18日付け21京大施環化第143号）（以下「計量管理規定変更承認申請書」という。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立大学法人京都大学
学長 湊 長博

申請日：令和4年3月18日

申請の理由：主要測定点に係る記載内容の適正化のため。

申請の内容：京都大学の計量管理規定変更承認申請書によれば、変更の概要は以下の通り。

- ・ 記載の適正化に伴う変更

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること、並びに法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて、提出された新旧対照表をもって確認した。

その内容は、以下のとおりである。

- ・ 記載の適正化に伴う変更

リバッチングを行う専用のKMP*が適切に追加されており、国際規制物資の適正な計量及び管理の確保に影響を及ぼさないことを確認した。